

愛知学院大学薬学部動物実験センター運営委員会内規

平成 18 年 4 月 5 日

(委員会の目的)

第 1 条 委員会は薬学部動物実験センターでの教育学術研究用動物の飼育管理に関する事柄について協議し、施設の円滑な管理運営に必要な事項を定める。

(委員会の審議事項)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験センターの運営に関すること。
- (2) 動物実験センターの運営上必要な経費に関すること。
- (3) その他運営に必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条

1. 委員会は、次の委員をもって組織する。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 委員長 (教授会構成メンバー) | 1 名 |
| (2) 動物を扱う講座の教員 | 各 1 名 |

2. 委員長の所属する講座は委員長とは別に一名の委員を任命することができる。

3. 副委員長を置くことができる。

4. 委員長は教授会で決定されるが、副委員長は委員会に於いて互選し決定する。

5. 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第 4 条

1. 委員会は委員長が必要と認めた時に招集する。

2. 委員会は委員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。欠席する場合は委任状提出をもって出席に代えることができる。

3. 議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは委員長が決する。

附則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。